

第2号議案 2025（令和7）年度 事業計画

法人活動方針〔案〕

《今年度の主要な活動方針》

- (1) 県内各地の聴覚障害者福祉活動の推進
(県立聴覚障害者センターの運営についてはセンター事業報告を参照)
- (2) 映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」県内上映会の展開
- (3) みやざき聴障協ニュース 500号発刊記念・センター創立30周年記念事業の実施
- (4) 東京2025デフリンピック啓発事業への協力

1. 県内各地の聴覚障害者福祉活動の推進

昨年4月1日に障害者差別解消法の改正で、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。また、県内自治体から様々な行事や企画への手話通訳者や要約筆記者の手配依頼が少しずつ増えています。障害や手話への社会の理解がさらに進んでいる一方で、会員の少子高齢化に合わせて各地区協会役員も高齢化が進み、長期的な目で見ると活動継続が危ぶまれるところが出てきています。これまでの活動のあり方を尊重しつつ、今後も活動を維持していくための活動のあり方について議論していくと共に、地区協会だけでは対処が難しい課題に対して県協会として支援していく体制を整備することが求められます。

今年は全国、九州の輪番行事担当はありませんが、2年後に九州ろうあ青年研究討論会の宮崎県開催が予定されています。青年部の皆さんと共同しての企画運営を行い、九州各県の青年部の皆さんを宮崎県にお招きするための準備を進めます。

2. 映画「ぼくが生きてる、二つの世界」県内上映会の展開

昨年、南九州配給委員会より、映画「ぼくが生きてる、二つの世界」県内市町村上映会の共同実施について話があり、それに沿って、現在、当日上映会のチケット案内、呼びかけに協力いただける方々を対象とした試写会に向けた準備を進めているところです。

県内市町村で、広く一般県民の方々に映画を見ていただくことで、聴覚障害者や、コーダ等に対する理解啓発が進むことが期待されます。また映画と合わせて国スポ障スポボランティア募集、手話体験会等を同時に実施することで、様々な取り組みや啓発活動への相乗効果を起こしていく予定としています。

事業期間は2026年3月31日までです。

3. みやざき聴障協ニュース 500 号発刊・センター創立 30 周年記念事業の実施

県立聴覚障害者センターは 1995（平成 7）年に創立されました。今年が 30 周年となります。センター事業の功績を振り返り、現在、そして将来につなげていくために必要な取り組みについて確認する機会として、そして利用者の皆さんと共に祝いする機会として 30 周年企画を検討します。

また、それに合わせて、みやざき聴障協ニュース 500 号発刊を記念して、創刊号からの機関紙について、デジタル化による永久保存を図るとともに、DVD による総集編販売等の企画を行います。

4. 東京 2025 デフリンピック啓発事業への協力

全日本ろうあ連盟では、6 月～11 月にかけて、東京 2025 デフリンピック・キャラバン活動として、①自治体、商業施設等でのイベント開催、②ろう学校等での体験学習等、③全国都道府県をキャラバンカーで巡回し、イベント支援を行う取り組みを予定しています。

加盟団体へは、自治体や民間団体等へのイベント開催の働きかけ、ろう学校等への体験学習等の働きかけ、またキャラバンカーの地元イベント時の協力が依頼されています。現在、宮崎県、都城さくら聴覚支援学校への情報提供は行っていますが、連盟のキャラバンカースケジュールと連携して、各所に啓発イベントを働きかけていく予定です。（現時点では 6 月～7 月に九州各県を巡回する予定とのこと）

2025（令和7年度） 社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会 事業計画書（案）

総務部

- ・第73回全国ろうあ者大会 6月12日～15日 岩手県
- ・第73回全九州ろうあ者大会・第52回全九州手話通訳者研修会
9月5日～7日 大分県

組織部

- ① 総務部と連携した会員及び賛助会員拡大の推進
- ② 日聴紙及び季刊MIMI購読者、全日ろう連出版物販売拡大運動
- ③ 九聴連組織部及び連盟組織委員会との連携体制
- ④ 九州ブロック組織活動者研修会 12月20日～21日 熊本県

体育部

- (1) 第62回全九州ろうあ者スポーツ大会
日程 : 5月17日～18日 開催地 : 沖縄県
 - (2) 第59回全国ろうあ者体育大会
日程 : 9月19日～21日 開催地 : 香川県
- 【活動目標】
- ・デフスポーツ団体との連携強化
 - ・デフスポーツの発展、普及活動

教育対策部

- ① 都城さくら聴覚支援学校、延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）との連携協力
- ② 「聴覚障害教育を考える会」のあり方を整理し、聴覚支援学校、教育委員会等と連携して課題共有と問題解決に取り組む
- ③ 都城さくら聴覚支援学校創立100周年記念式典等への協力

手話通訳対策部

- ① 手話通訳者・要約筆記者の養成
 - ・県内登録手話通訳者・要約筆記者の増加に向けた取り組みの検討
- ② 手話奉仕員・手話通訳者養成事業にかかる、講師の養成
 - ・全国・九州の講師研修会等への参加奨励、県内講習会の実施
- ③ 各種研修会への参加奨励の取り組み

- | | | |
|-----------------------|----------------|-----|
| 1. 第 58 回全国手話通訳問題研究集会 | 8月8日～10日 | 京都府 |
| 2. 第 52 回全九州手話通訳者研修会 | 9月6日 | 大分県 |
| 3. 九州ブロック現任手話通訳者研修会 | 7月12日～13日 | 熊本県 |
| 4. 九州ブロック手話指導講師養成研修会 | 2026年2月14日～15日 | 福岡県 |

県内手話講習会の現状を踏まえて講師養成を強化していくほか、県、宮崎市、市町村手話関係事業と連携して支援に取り組んでいく。

福祉労働対策部

I. 国政、県政への要望を行います。

- ・国政及び県政への要望（自民党宮崎県支部）
- ・宮崎県社会福祉関係予算・政策への要望（社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会）
- ・宮崎県議会自民党議員との意見交換会（一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会）

各団体をとおして下記の通り国政、県政に要望を出す他、必要に応じて直接、宮崎県障がい福祉課等に要望活動を行います。

- （国政）・全てのテレビ放送ニュース番組への手話通訳及び文字情報保障の早期実現
- （県政）・災害時等の緊急事態における情報配信の相互協力、配信体制の確認

II. 労働局、ハローワーク等と連携し、聴覚障害者への就労支援を行います。

- ・全日本ろうあ連盟と連携し、労働局へ手話協力員制度の活用などの要望を行い、聴覚障害者の就労、就労後の継続した支援などにおいて、手話言語、筆談など一人一人に合わせた就労支援が十分に行われるよう働きかけます。
- ・労働局、ハローワーク等と連携し、手話協力員及び当協会職員も登録されている障害者雇用管理サポーター制度の利用啓発に努めるほか、県内聴覚障害者（言語障害者等も含む）の求職状況の把握を行います。
- ・県内ハローワークが毎年実施しているふれあい合同面接会に、手話通訳を派遣して支援を行います。
- ・随時、県内聴覚障害者の労働に関する相談を受け付け、必要に応じて関係団体と連携し、就労支援を行います。

高齢部

- | | | |
|---------------------------|------------|-----|
| (1) 第 73 回全国ろうあ者大会・高齢者の集い | 6月14日 | 岩手県 |
| (2) 第 31 回九聴連高齢部研修会 | 10月24日～25日 | 長崎県 |
| (3) 第 37 回全国ろうあ高齢者大会 | | |
| 第 39 回全国ろうあ高齢者ゲートボール競技大会 | | |
| 第 16 回全国ろうあ高齢者グラウンドゴルフ大会 | 9月26日～28日 | 北海道 |

女性部

- | | | |
|---------------------|---------------|-----|
| (1) 第 55 回全国ろうあ女性集会 | 8 月 30 日～31 日 | 東京都 |
| (2) 第 2 回九聴連女性フォーラム | 11 月 2 日～3 日 | 福岡県 |

青年部

- | | | |
|------------------------|----------------|-----|
| (1) 第 59 回全国ろうあ青年研究討論会 | 9 月 13 日～15 日 | 岐阜県 |
| (2) 第 55 回九州ろうあ青年研究討論会 | 12 月 13 日～14 日 | 佐賀県 |

2026 年の九州ろうあ青年研究討論会開催当番に向けて、準備を進める。

2025（令和7）年度 県立聴覚障害者センター事業計画書

I 県立聴覚障害者センター運営方針

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートし、生活・文化の向上と福祉の増進を図ることを目的として、下記の業務を行います。運営に当たっては、センターの機能を最大限に活用し、利用者のニーズに沿った効果的な事業を推進します。また、利用者の利便を配慮した弾力的なセンター利用を図り、利用者へのサービス提供に努めます。

II 実施事業

1. センターの利用に関する業務

(1) 研修室、試写室、交流ホール、談話コーナーの利用促進

下記の県立聴覚障害者センター利用の促進を図ります。

- ① 聴覚障害者、手話・要約筆記者、ボランティア等の学習・会議・交流
- ② 聴覚障害教育に関係する団体、機関の研修会、会議
- ③ 手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する講座・研修会
- ④ 聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営に関する講座
- ⑤ 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習

(2) 文字電光掲示板の活用

- ① 災害発生時には速やかに情報提供を行い、避難誘導に努めます。
- ② 車の移動等、館内の連絡をスムーズに行います。

(3) 利用しやすい施設環境整備

センターにビデオ・DVD、アイドラゴン4などの機器を備える他、機器等の貸出しを行ない、利用の促進を図ります。

貸出し対応機器（貸出申請書による対応、ホームページからもダウンロード可能）

No.	品名	個数	備考
1	磁気ループ	1台	補聴器を補助して、聞こえを支援する機器
2	コミュニケーション	1台	小さな部屋、少人数での利用に効果を発揮
3	補聴器	17個	声や音を拡大して聴覚障がい者に伝える
4	プロジェクター	1台	5,000ルーメン
5	プロジェクター	2台	2,200ルーメン
6	無線マイク	4台	音声変換アプリ用
7	iPad 10.2インチ	3台	Wi-Fi 必須
8	書画カメラ OHC	1台	要約筆記や墨字資料の提示用機器

遊具の貸出しも行っています。申込み方法は同じです。

No.	遊 具 名	個 数
1	スキャキジャンケン・ゲーム	3セット
2	キャッチング・ザ・スティック	10セット
3	釣りっこ	2セット
4	動物絵合わせ	7セット
5	けんだま	20個
6	わなげ9&Q (キューアンドキュー)	2セット

(4) センター利用者への情報提供

聴覚障害者の社会参加と自立に不可欠な情報・コミュニケーションをサポートするための情報提供を行います。

2. 県立聴覚障害者センターの維持及び保全に関する業務

指定管理者として施設の適正な管理・保全に努め、利用目的に沿った良好な利用環境を維持します。

(1) 施設点検

毎月末に各部屋の点検を行い、施設の設備の維持、管理を行います。

(2) 清潔な施設環境の維持

毎朝の清掃業務や外部委託による床洗浄ワックス塗布（年2回）を行い清潔な施設環境を維持します。

(3) 備品の保守管理

定期的に備品台帳に記載された備品の状態、設置場所等の点検を行います。

3. 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の製作及び貸出業務

(1) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の製作

字幕入り映像等製作機器を活用して、聴覚障害者に関する番組等を作製し、社会における聴覚障害者の理解と社会参加を促進させ、必要な情報に手話や字幕を付加して聴覚障害者に対する情報提供を行います。

1) 撮影及びビデオ製作計画

① 地方公共団体より依頼を受けて製作

・[宮崎市広報「みやざき」手話ビデオ版 No.344~355]（宮崎市）

Youtube 配信の周知を行います。

② その他

・団体等から依頼を受けて製作

・各種研修会等の記録撮影

③ お知らせ等の動画製作及び配信を積極的に行います。

2) ビデオ及びDVD等の製作技術の向上

字幕製作機器の効果的な活用ができるよう、全国聴覚障害者情報提供施設協議会主催の研修会に参加して製作技術の向上を図ります。

- (2) 聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出し
- ① 貸出要領に沿って聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオカセットテープ・DVD の貸出しを行います。
 - ② 情報提供
ライブラリー利用の促進を図るために新着ビデオ DVD 等情報をセンターホームページ及び県聴障協ニュース、掲示板での情報提供を行います。

4. 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成及び派遣に関する業務

- (1) 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者等の養成講座
県立聴覚障害者センターにおいて下記の養成講座を開催します。
所定のカリキュラムに基づいた講習会を実施し、手話奉仕員・手話通訳者及び要約筆記者の育成を図ります。

【1】手話奉仕員養成講師研修会

- ① 全面改訂テキスト学習会
期 日 5月31日（土）～6月1日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 全面改訂手話奉仕員養成テキストの指導方法
対象者 奉仕員養成講座の指導講師
今後奉仕員養成講師指導を希望する者
- ② 地域講師学習会
期 日 4月～5月
会 場 県北・県央・県南地区で開催
※市町村で講師の学習会が開けるように予算要求をしている。
内 容 全面改訂テキスト内容及び指導法の学習
対象者 奉仕員養成講座の指導講師
今後奉仕員養成講師指導を希望する者

【2】手話通訳者養成講師研修会

- 期 日 11月9日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）
内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について
対象者 通訳者養成講座の指導講師
今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【3】宮崎県ろう講師養成研修会

- 期 日 10月5日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター
内 容 ろう講師のための全面改訂テキスト指導方法
対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師

【4】 現任手話通訳者研修会

期 日 7月27日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。

対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【5】 全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回 8月24日(日) 実技試験、筆記試験対策

第2回 10月19日(日) 実技試験対策

第3回 11月30日(日) 筆記試験対策

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストを使用して筆記試験、実技試験の対策。

【6】 手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識
- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月17日(土)～18日(日) 学科試験、実技試験対策

7月5日(土)～6日(日) 実技試験対策

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。

統一試験合格者であり受験を希望する者

【7】 要約筆記者養成講座

(1) 要約筆記者養成講座

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

日向会場(手書きコース) 2025(令和7)年9月～2026(令和8)年3月

宮崎会場(手書き・PCコース) 2025(令和7)年4月～2025(令和7)年11月

(2) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会(予定)

期 日 5月25日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会(予定)

期 日 8月24日(日)

10月26日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月(未定) 2日間 4クール

会場 全国障害者総合福祉センター（東京：戸山サンライズ）
「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、
要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会（予定）

期 日 12月7日（日）・2026年1月18日（日）・2月1日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験

期 日 2026（令和8）年2月15日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター

6) 要約筆記体験会

開講できない地域や本講座開講前に、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【8】第20回全国手話検定試験の実施（予定）

県内手話奉仕員養成講座、手話サークル、手話を学ぶ専門学校等に対し全国手話検定試験の情報提供を行い、広く手話の普及と理解の促進を図ります。

期 日 10月11日（土） 5級・4級
10月12日（日） 3級・2級
10月18日（土） 準1級・1級

会場	5級	4級	3級	2級	準1級	1級
延岡	○	○				
宮崎	○	○	○	○	○	○
都城	○	○	○	○		

※本試験は、地域担当者及び協会並びに手話サークルの協力を貰いながら行います。

・インターネットで受験する 第20回全国手話検定試験

期日 2026（令和8）年2月（宮崎会場実施級は未定）
会場 宮崎会場（県立聴覚障害者センター）のみで実施

5. 聴覚障害者等に対する相談業務

- ① 生活、職業、医療、教育等の相談を実施し、適切な助言、関係機関等への連絡を行います。
- ② 相談にはセンター各職員が業務に関連して対応し、その内容を相談業務記録用紙に記入し、月ごとに件数、相談内容、経過等の実績をまとめます。
- ③ 相談に関わる個人情報の管理・保護を厳格に行うとともにその相談内容については、守秘義務を厳守します。
- ④ 社会福祉法第82条の規定に基づき「社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会の福祉サービスに関する苦情解決規程」を整備し、苦情解決体制の整備に伴う第三者委員を設けています。

6. 県立聴覚障害者センターにおける聴覚障害者に関する啓発事業の企画運営業務

聴覚障害者の障害の特性を県民に正しく理解してもらうための啓発事業を行います。

【1】聴覚障がい者の防災ワークショップ

(1) 目的

本県聴覚障がい者が手話言語により安心して暮らせる社会づくり実現をめざし、防災ワークショップを開催します。

(2) 主催

社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会・県立聴覚障害者センター

(3) 期日 開催地域と調整の上決定します。

(4) 実施内容

- ① ハザードマップを活用した避難体験
- ② 気象台紹介コーナー

(5) 会場（予定）

- ① 日南市
- ② 椎葉村
- ③ 宮崎市

(6) 参加対象者

県内聴覚障がい者、聴覚支援学校、手話及び要約筆記関係団体、手話に関心を持つ市町村住民、大学生、専門学校、高校生

7. 聴覚障害者に対する手話講習、技術訓練その他の教養講習の実施に関する業務

(1) 聴覚障害者が生活に必要な教養、情報、趣味の講座の開催

(2) 聴覚障がい者訪問相談事業

高齢ろう者、生活課題を抱えたろう者を訪問し生活上の課題解決を支援します。

① 対象者

- 1) 県内高齢ろう者
- 2) 生活課題を抱えたろう者

② 訪問時期

地域協会、市町村、関係機関と調整の上実施します。

(3) 難聴者とともに学ぶ手話学習交流会の実施

■ 目的

難聴者が手話を通じて豊かなコミュニケーションが実感できることを目的に学習交流会を実施します。

■ 開催日 毎月第2, 4木曜日

■ 時間：10:30-12:00

■ 会場：県立聴覚障害者センター（交流ホール）

■ 対象者：難聴者、難聴者とともに手話を通じて交流したい人

8. その他知事が必要と認める業務

(1) 満足度調査

年2回、センター利用者を対象に満足度調査を実施します。

実施期間

2025年5月～12月

第1回 聴覚障がい者の防災ワークショップ実施会場にて実施予定

第2回 映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」上映会にて実施予定

(2) センターホームページ

アドレス <https://msen2022.sakura.ne.jp>

センターのホームページにおいて下記の情報発信を行います。

- ① 聴覚障害者に対する的確な情報提供
- ② 手話奉仕員養成講習会、手話通訳者養成講習会、要約筆記者養成講習会の案内
- ③ 手話・要約筆記者派遣事業の案内
- ④ 各種申請様式の利用案内
- ⑤ 書籍等の案内

(3) 全国の聴覚障害者情報提供施設との連携

全国聴覚障害者情報提供施設協議会及び全国聴覚障害者情報提供施設大会にセンター職員を派遣し、全国の聴覚障害者情報提供施設との情報交換を図り、当センター運営充実につなげます。

- ・全国聴覚障害者情報提供施設協議会九州ブロック施設長会議・研修会

9. ボランティア育成及び関係団体との連携

各種団体と連携を図りセンター事業の充実を図ります。

- ① 手話・要約筆記関係団体との連携
- ② 県立聴覚支援学校（延岡・都城）との連携

10. 危機管理に対する対応

事故・災害等の発生に対し危機管理規程に基づき次のように対応します。

① 事前防止策

- ・ センター内の事故等の発生を防ぐため、常に安全点検を行います。方法として、各部屋に管理責任者を決め、毎週月曜日の朝の朝礼の時に確認を行います。
- ・ 利用者については、講習会開始時に講師等を通じて、火災やその他の事故発生防止に留意されるよう説明を行います。また、事故・災害に対する対応について利用者が見えるような場所に掲示し利用者への周知徹底を行います。
- ・ 火災・地震・風水害への対応は、消費生活センターと連携しながら行います。また、避難訓練時には利用者にも一緒に参加していただき火災時の避難方法について理解をしていただきます。
- ・ 風水害の場合には、予報により判断し、講習会等の中止などを利用者へ連絡し、来館者へは張り紙等で利用中止を知らせます。
- ・ センターでの災害や事故の対応についてホームページに掲載します。
- ・ 土・日曜日、休館日には、警備員と連携して対応します。
- ・ 職員に対する危機管理等の研修を行います。

② 事後対応策

- ・ センター内での病気や怪我等は、人命尊重を優先して迅速に対応し、関連病院へ連絡を行います。
- ・ センターの不審者については地域交番や警察署に連絡をとり対応の方法について指示を受けます。
- ・ 対応結果を、危機管理記録簿に記録します。

③ 今後の目標

災害などの緊急事態に対応するため、積極的な情報発信を行います。

- ・ 登録式のメーリングリストを作成します。
- ・ 手話・字幕を付与した分かりやすい動画をホームページにアップします。

11. 職員

職員の配置	担当業務の内容
所長	委託業務執行の統括者
事務長	情報・企画に関すること 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業 派遣事業の経費管理 ビデオ・DVDの製作、機器の管理
通訳等養成主任	要約筆記者養成事業、ビデオ・DVDライブラリー
経理主任	会計事務
手話通訳者等養成主任	手話通訳者養成事業、各機関通訳等派遣
手話・要約筆記者ボランティア養成事業担当（2名）	2027年国スポ障スポにむけた手話・要約筆記者ボランティア養成に関すること

12. センター利用料

- ① センター利用料は無料
- ② 貸出しビデオカセット等の郵送返還の場合、返送料金は本人が負担

2025（令和7）年度宮崎県委託事業計画書（案）

I 聴覚障がい者等福祉推進事業

【手話通訳者等養成・指導者研修事業】

1. 手話通訳者養成講座

【1】手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

県内の手話通訳者派遣事業の充実につなげるために下記の7地域において実施します。

- ① 高千穂地区 ② 延岡地区 ③ 日向地区 ④ 西都・児湯地区
⑤ 都城地区 ⑥ 西諸地区 ⑦ 宮崎地区

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① 手話通訳Ⅰ
「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」
② 手話通訳Ⅱ
「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」
③ 手話通訳Ⅲ
「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」
④ 講義編

(3) 養成時間 120 時間

- 実技編 手話通訳Ⅰ（48 時間） 手話通訳Ⅱ（45 時間）
手話通訳Ⅲ（15 時間） 講義編 12 時間

(4) 各種養成研修会

講師、統一試験受験者、手話通訳士受験者等に対し効果的な研修を行い本県手話通訳制度の充実につなげます。

【2】手話通訳者養成講師研修会

期 日 11 月 9 日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）

内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について

対象者 通訳者養成講座の指導講師

今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【3】宮崎県ろう講師養成研修会

期 日 10 月 5 日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 ろう講師のための全面改訂テキスト指導方法

対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師

【4】 現任手話通訳者研修会

期 日 7月27日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。

対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【5】 全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回8月24日(日)・第2回10月19日(日)・第3回11月30日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

【6】 手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

① ことばのしくみ

② 国語の知識

③ 聴覚障がい者と社会

④ 手話通訳のあり方

⑤ 手話の基礎知識

⑥ 手話の実技

⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月17日(土)～18日(日) 学科試験、実技試験対策

7月5日(土)～6日(日) 実技試験対策

会 場 県立聴覚障害者センター(研修室)

内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習

対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。

統一試験合格者であり受験を希望する者

2. 手話通訳関連の試験

(1) 手話通訳者全国統一試験

期 日 12月6日(土)

会 場 県立聴覚障害者センター

(2) 第36回(令和7年度)手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)

【日 程】

学科試験：令和7(2025)年7月27日(日)

実技試験：令和7(2025)年10月5日(日)

【試験地】埼玉、東京、大阪、福岡(全4会場)

3. 手話通訳者指導者養成研修

全国研修センター等で開催される「手話通訳者指導者養成研修会等」に県内の手話講師が参加し、手話通訳者養成の目的や指導法を学ぶ研修会に要する旅費等を助成します。

新型コロナウイルス感染防止対策のためオンライン実施の場合は状況を見て判断します。

【要約筆記者養成・指導者研修事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得します。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数（前期・後期）

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上

必修科目74時間（講義44時間＋実技30時間）

選択必修科目28時間（講義10時間＋実技18時間）

(3) 要約筆記者養成講座

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

日向会場（手書きコース）2025（令和7）年9月～2026（令和8）年3月

宮崎会場（手書き・PCコース）2025（令和7）年4月～2025（令和7）年11月

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会（予定）

期 日 5月25日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会（予定）

期 日 8月24日（日）

10月26日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月（未定）2日間 4クール

会 場 全国障害者総合福祉センター（東京：戸山サンライズ）

「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会（予定）

期 日 12月7日（日）・2026年1月18日（日）・2月1日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

5) 全国統一要約筆記者認定試験

期 日 2026（令和8）年2月15日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

開講できない地域や本講座開講前に、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【手話通訳者等派遣事業】

(1) 目的

事業所等が主催する催事等において聴覚障がい者からの配慮を必要とする意思表示があった際に、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者への合理的配慮を行い、聴覚障がい者の意思疎通支援を推進する機運を醸成します。

(2) 事業内容

事業所等が主催する催事等に配置する手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

(3) 派遣期間

2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで

【手話通訳者及び要約筆記者の健康に関する相談対応事業】

1. 目的

本県の聴覚障害者の社会参加を支える手話通訳者・要約筆記者の健康と安全を確保することを目的に、手話通訳者・要約筆記者の実態把握とその実態把握にもとづいた頸肩腕障害に関する特殊検診を実施します。

2. 事業内容

(1) 手話通訳者・要約筆記者健康調査の実施

令和5年度手話通訳及び要約筆記派遣実績の多い登録者に対し「手話通訳者・要約筆記者健康調査」を実施します。

(2) 頸肩腕障害に関する特殊検診実施

- ① 手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとに未受診の手話通訳者、要約筆記者の特殊検診を実施します。
- ② 特殊検診実施の経過、結果を本県の手話通訳者・状態に不安が見受けられる登録者に対し要約筆記者の健康に対する理解促進につなげます。

(3) 手話通訳者・要約筆記者健康調査の分析をもとにした取組み

- ① 手話通訳者、要約筆記者に対する健康調査の分析を行います。
- ② 分析結果を関係機関に情報提供します。

(4) 医療機関との連携

健康調査及び特殊検診実施を通じて得られた医療機関との連携を強化します。

(5) 手話通訳者・要約筆記者の健康に関する啓発

- ① 県内の聴覚障がい者及び意思疎通支援者に対し手話通訳者・要約筆記者の健康に関する情報提供を「みやざき聴障協ニュース」「県立聴覚障害者センターだより」HPにおいて行います。
- ② 市町村に対し手話通訳者・要約筆記者の健康保持の重要性を発信します。

Ⅱ 手話通訳者設置事業計画

1. 目的

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

2. 業務内容

- ① 県関係の手話通訳全般
- ② 手話奉仕員養成・派遣事業の推進と指導
- ③ 関係機関・聴覚障がい者等からの依頼に応える手話通訳
- ④ 手話関係事業の事務整理・連絡
- ⑤ 聴覚障がい者等の支援等についての相談等を関係機関に伝達するための仲介
- ⑥ 民生委員、医療機関等、日常生活における相談、支援等を行う機関からの依頼に応える手話通訳
- ⑦ 遠隔手話サービスの利用促進に向けた普及啓発

Ⅲ 盲ろう者向け通訳・介助員養成・指導者研修事業

1. 目的

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムをもとに本県の盲ろう者の社会参加促進のための効果的な講座を実施します。

2. 事業内容

(1) 県内複数会場での養成講座の実施

- ① 盲ろう者は県内市町村に点在しています。その支援には多くの盲ろう者向け通訳・介助員が必要であり、県内複数会場で養成カリキュラムの必須科目を中心に盲ろう者との交流も加え実施します。

- ② 会場

宮崎市：県立聴覚障害者センター

会場を宮崎市1会場とし、過年度修了者聴講及び盲ろう者との交流講座を設けます。

なお、交流講座は参加必須ではなく、3回のうち1回以上の選択参加とします。

(2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成講師指導者研修会への代表者派遣

全国盲ろう者協会と国立障害者リハビリテーションセンター学院がそれぞれ実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者研修会」に本県から代表者を派遣します。ただ、オンライン研修となる場合も想定されますので、主催者の全国盲ろう者協会に確認をとりながら進めます。

(3) 盲ろう者の「盲ろう者向け通訳・介助員養成講座」への参加

- ① 講座カリキュラムに盲ろう者と直接コミュニケーションできる内容を設けます。
- ② 盲ろう者の参加を通じて具体的な支援のあり方を学びます。

- (4) 盲ろう者支援に関わる関係者会議の開催
県協会、友の会、宮崎県、宮崎市が一堂に会し盲ろう者支援のあり方について協議します。

IV 県立高等学校生活支援員配置事業

- (1) 目的
県立高等学校に在籍する聴覚に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるように必要に応じて支援を行う生活支援員を配置し、教育の機会均等を保障します。
- (2) 業務委託契約先並びに対象者（聴覚に障がいのある生徒）
3月13日現時点で、生徒からの支援要望はありません。
（2024年度対象者4名のうち1名は卒業、残り3名は支援継続を希望されず）
2025年4月の新入生で支援要望があれば対応します。
- (3) 派遣時間
生徒一人当たり、年間900時間以内
- (4) 対応方法
- ・授業などに生活支援員（要約筆記者）を配置します。
 - ・高校所在地を中心とした登録要約筆記者を派遣します。
- (5) 関係機関との連携
県、学校、校外特別支援コーディネーターと連携して、対象者が要約筆記者を活用した学校生活を送れるようにします。また、対象者や保護者をはじめ、関係者の意見を聞きながら、必要に応じて改善策の協議や共通理解を図ります。

2025（令和7）年度 宮崎市委託事業計画書（案）

情報保障・コミュニケーション支援事業

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業】

1) 目標

聴覚障がい者等が日常生活及び社会生活において手話通訳及び要約筆記者を必要とする際に、意思疎通支援者を派遣しコミュニケーションの仲介を行うことにより、聴覚障がい者等の社会参加促進及び福祉の向上を目指す。

2) 派遣内容

次のいずれかに該当するものに、意思疎通支援者を派遣し手話通訳又は要約筆記を行う。

- (1) 病院への通院、公的機関の利用など社会生活上必要不可欠な用件を目的とするもの。
- (2) スポーツ・レクリエーション及び文化活動を目的とするもの。
- (3) 一般的な大会・研修会など社会参加を目的とするもの。
- (4) 市民の生命又は身体に支障が生ずるおそれがあり、かつ、急を要する場合で消防、警察、病院等から市に意思疎通支援者派遣の要請があったもの。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたもの。

3) 登録手話通訳者、要約筆記者研修会

期 日 2025（令和7）年8月31日（日）10：00～15：00
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「手話通訳のあり方を考えよう」

4) 登録手話通訳者・要約筆記者学習会

期 日 2026（令和8）年2月8日（日）10：00～12：30
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 「手話通訳者、要約筆記者のあり方を考えよう」

5) 運営委員会

期 日 2025（令和7）年6月20日（金）18：30～
会 場 県立聴覚障害者センター 交流ホール
内 容 2024（令和6）年度活動報告・収支決算について
2025（令和7）年度活動計画・収支予算について

【手話奉仕員等養成事業】

1) 目的

宮崎市意思疎通支援事業実施要綱に基づき下記の内容で手話奉仕員及び手話通訳者、手話通訳士の養成講座を実施し、聴覚障がい者等の福祉の増進に資することを目的とします。

2) 運営委員会設置

「宮崎市意思疎通支援事業に関する運営委員会」を設置し、宮崎市における意思疎通支援事業の効果的な運営を図ります。

3) 手話奉仕員養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応の「手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう」全面改訂版テキスト、手話奉仕員養成のための講義テキスト、手話動画視聴システムを教材として使用し実施します。

(3) 養成時間 70 時間

実技編 入門課程 (30 時間) 基礎課程 (30 時間)
講義編 10 時間

4) 手話通訳者養成講座

(1) 実施会場

- ・宮崎市総合福祉保健センター
- ・県立聴覚障害者センター

(2) 使用教材

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

① 手話通訳Ⅰ

「手話通訳Ⅰ ホップ ステップ ジャンプ」

② 手話通訳Ⅱ

「手話通訳Ⅱ ホップ ステップ ジャンプ」

③ 手話通訳Ⅲ

「手話通訳Ⅲ ホップ ステップ ジャンプ」

④ 講義編

(3) 養成時間 120 時間

実技編 手話通訳Ⅰ (48 時間)
手話通訳Ⅱ (45 時間)
手話通訳Ⅲ (15 時間)

講義編 12 時間

5) 各種養成研修会

講師、統一試験受験者、手話通訳士受験者等に対し効果的な研修を行い本県手話通訳制度の充実につなげます。

■ 実施方法

基本的には集合型としますが、新型コロナウイルス感染防止対策によりオンラインにより実施することがあります。

【1】手話奉仕員養成講師研修会

① 全面改訂テキスト学習会

期 日 5月31日(土)～6月1日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 全面改訂手話奉仕員養成テキストの指導方法

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講師指導を希望する者

【2】手話通訳者養成講師研修会

期 日 11月9日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲテキストに沿った指導方法
手話通訳者養成のための講義テキスト改訂版について

対象者 通訳者養成講座の指導講師

今後通訳者養成Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ講座講師指導を希望する者

【3】宮崎県ろう講師養成研修会

期 日 10月5日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

内 容 ろう講師のための全面改訂テキスト指導方法

対象者 県内のろう講師で、手話講習会講座の指導講師、今後手話講習会講師をめざす者

【4】現任手話通訳者研修会

期 日 7月27日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

内 容 手話通訳技術のレベルアップを図ります。

対象者 県内の手話通訳者・手話通訳士及び全国手話通訳者統一試験合格者

【5】全国手話通訳者統一試験対策学習会

期 日 第1回8月24日(日)・第2回10月19日(日)・第3回11月30日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)

【6】手話通訳士養成講座

(1) 講習内容

手話通訳Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで下記の教材を使用して講座を実施します。

- ① ことばのしくみ
- ② 国語の知識
- ③ 聴覚障がい者と社会
- ④ 手話通訳のあり方
- ⑤ 手話の基礎知識

- ⑥ 手話の実技
- ⑦ 前各号に定めるもののほか手話通訳士試験の受験に必要な事項

(2) 手話通訳士養成研修会

期 日 5月17日(土)～18日(日) 学科試験、実技試験対策
7月5日(土)～6日(日) 実技試験対策
会 場 県立聴覚障害者センター(交流ホール)
内 容 手話通訳士試験に必要な技術、知識向上のための学習
対象者 今年手話通訳技能認定試験(手話通訳士試験)を受験する者。
統一試験合格者であり受験を希望する者

【要約筆記者養成・指導者研修事業】

(1) 要約筆記者養成目標

聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得します。

(2) 要約筆記者養成カリキュラム時間数(前期・後期)

84時間以上：必修科目74時間＋選択必修科目10時間以上
必修科目74時間(講義44時間＋実技30時間)
選択必修科目28時間(講義10時間＋実技18時間)

(3) 要約筆記者養成講座

要約筆記者養成カリキュラムに沿って講座を実施します。

宮崎会場(手書き・PCコース)2025(令和7)年4月～2025(令和7)年11月

(4) 要約筆記者のための研修

1) 要約筆記者講師研修会(予定)

期 日 5月25日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

2) 要約筆記者ステップアップ研修会(予定)

期 日 8月24日(日)

10月26日(日)

会 場 県立聴覚障害者センター

3) 要約筆記者指導者養成研修会

期 日 7月～10月(未定)2日間 4クール

会 場 全国障害者総合福祉センター(東京：戸山サンライズ)

「要約筆記者指導者養成研修会」に県内の要約筆記者が参加し、要約筆記者養成の目的や指導法を学びます。

- 4) 全国統一要約筆記者認定試験対策学習会（予定）
期 日 12月7日（日）・2026年1月18日（日）・2月1日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター
- 5) 全国統一要約筆記者認定試験
期 日 2026（令和8）年2月15日（日）
会 場 県立聴覚障害者センター

(5) 要約筆記体験会

開講できない地域や本講座開講前に、要約筆記の体験会を開き普及に努めます。

【手話ビデオ等作製事業】

1、目的

宮崎市が毎月発行している「市広報みやざき」の内容を、市内に居住する聴覚障がい者により理解していただくために、手話や字幕・映像等で構成された手話ビデオ・DVD を作製して情報提供を行う。

2、作製ビデオ等のタイトル

〔市広報「みやざき」手話ビデオ版〕 No.344～355（市広報紙No.978～989）

3、作製ビデオ等の取り扱いについて

(1) 個人用（20世帯）

・市内在住の聴覚障がい者に発送／毎月

(2) 貸出し用（8本）／毎月

- ・宮崎市障がい福祉課 (1本)
- ・市聴覚障害者協会 (4本)
- ・県立聴覚障害者センター (2本)
- ・宮崎市立図書館 (1本)

4、ビデオ内容改善のための対策等について

原稿内容に合わせた手話表現の工夫及びチェック（毎月1回）

5、課題と目標

- ・新しい手話を使用すると分かりづらいとの意見が出ているので、昔ながらの手話も使用しながら、理解しやすく作製する。
- ・各月の完成時期が次月にまで及んでいるので当月内で完成するように取り組む。
- ・現在、DVD を送付している方々に DVD の視聴状況やインターネット環境等をアンケートによりお聞きして、市広報手話ビデオ等作製事業の見直しに向けた検討を行う。

【手話通訳者設置事業】

【目的】

身体障がい者の福祉に理解と熱意を有する手話技術を修得した手話通訳者を設置し、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」という）の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、もってその福祉の増進を図ることを目的とします。

【業務内容】

- ① 手話通訳士又はそれに準ずる者1名を、専任者（常勤）として設置する。
- ② 聴覚障がい者等の依頼に応じて、庁内用務に係る手話通訳業務を行う。
- ③ 聴覚障がい者等の依頼に応じて、庁内用務に係る遠隔による手話通訳業務を行う。
- ④ 聴覚障がい者等の援護に関する相談、指導に対し、聴覚障がい者等と援護機関又は宮崎市基幹相談支援センター及び宮崎市社会福祉協議会等関係機関との間で、要件の主旨や説明内容等を伝達するための手話通訳業務を行う（遠隔によるもの含む）。
- ⑤ その他市民へ向けた情報発信に係る庁内における手話通訳業務を行う（遠隔によるもの含む）。

【設置場所】

宮崎市障がい福祉課

2025（令和7）年度 各市町村手話奉仕員養成事業計画（案）

■ 市町村委託契約

全 26 市町村のうち 17 市町村（3 市 11 町 3 村）と委託契約の予定。

	市 町 村		実施方法	
			継続講座実施	体験講座
1	日 南 市		○	
2	串 間 市			○
3	えびの市		○	
4	東諸島郡	国 富 町	○	
5		綾 町	○	
6	児湯郡	高 鍋 町	○	
7		新 富 町	○	
8		西米良村		○
9		木 城 町	○	
10		川 南 町	○	
11		都 農 町		○
12	東臼杵郡	諸 塚 村		○
13		椎 葉 村		○
14		美 郷 町		○
15	西臼杵郡	高千穂町	○	
16		日之影町		○
17		五ヶ瀬町		○

■ 実施方法

（1）継続講座実施市町村

手話奉仕員養成講師研修会

① 全面改訂テキスト学習会

期 日 5月31日（土）～6月1日（日）

会 場 県立聴覚障害者センター（交流ホール）

内 容 全面改訂手話奉仕員養成テキストの指導方法

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講師指導を希望する者

② 地域講師学習会

期日 市町村と調整の上実施日程、会場、内容を決定し実施します。

内容 全面改訂テキスト内容及び指導法の学習

対象者 奉仕員養成講座の指導講師

今後奉仕員養成講師指導を希望する者

（2）体験講座実施市町村

① 市町村と調整のうえ日程、会場、内容を決定し実施します。

② 国スポ、障スポ手話、要約ボランティア募集の案内

2025(令和7)年度 各市町村手話通訳者等及び要約筆記者派遣事業計画(案)

市町村委託契約

全 26 市町村のうち 18 市町村（4 市 11 町 3 村）と委託契約の予定。

	市 町 村		2025 年度契約予定
1	宮 崎 市		県聴覚障害者協会
2	都 城 市		都城市聴覚障害者協会
3	延 岡 市		延岡市聴覚障害者協会
4	日 南 市		県聴覚障害者協会
5	小 林 市		小林市手話通訳派遣協会
6	日 向 市		日向聴覚障害者協会
7	串 間 市		県聴覚障害者協会
8	西 都 市		県聴覚障害者協会
9	えびの 市		手話サークル「えびの会」
10	北諸県郡	三 股 町	都城市聴覚障害者協会
11	西諸県郡	高 原 町	県聴覚障害者協会
12	東諸県郡	国 富 町	県聴覚障害者協会
13		綾 町	県聴覚障害者協会
14	児湯郡	高 鍋 町	県聴覚障害者協会
15		新 富 町	県聴覚障害者協会
16		西米良村	県聴覚障害者協会
17		木 城 町	県聴覚障害者協会
18		川 南 町	川南手話サークル「ひまわり」
19		都 農 町	県聴覚障害者協会
20	東臼杵郡	門 川 町	(社福) 門川町社協
21		諸 塚 村	県聴覚障害者協会
22		椎 葉 村	県聴覚障害者協会
23		美 郷 町	県聴覚障害者協会
24	西臼杵郡	高千穂町	県聴覚障害者協会
25		日之影町	県聴覚障害者協会
26		五ヶ瀬町	県聴覚障害者協会

2025（令和7）年度 通訳者等派遣事業計画（案）

1. 目的
手話等の普及及び利用促進に関する条例の目的に沿い県民に対する手話言語に対する理解と利用の促進のために手話講座実施のための講師を派遣します。
2. 学習機会の情報提供
県内各種機関、企業等に対し手話言語の学習の機会を提供するために新聞、テレビ、SNS を活用し広報活動を行います。
3. 派遣の方法
障害者支援法に該当しない「制度外」の手話通訳者、要約筆記者、手話関係等の講師派遣に対し、企業、団体、教育関係等からの申込みに対し、宮崎県聴覚障害者協会と契約を締結した手話通訳者及び要約筆記者、手話関係等講師を派遣します。
派遣の申し込みは、派遣日の10日前までに申し込むものとします。
4. 派遣料等
派遣に係る料金は、協会が定めた派遣料を支払うものとします。派遣料は、派遣依頼者に請求書を発行し、翌月末までに口座振り込みにより納金するものとする。
5. 派遣先
 - ① 手話講師専門学校等（一覧表参照）
 - ② 企業・団体からの講演会、研修会等

	機関名	学科	使用教材
1	宮崎ブライダル&医療スポーツ専門学校	1年生：毎週金曜	手話奉仕員テキスト
		2年生：毎週木曜	
2	宮崎県警察学校	長期・短期合同	聴さんと学ぼう
3	宮崎看護専門学校	看護師課程	おぼえようみんなの手話
4	阿波岐原通所センター	第2・4火曜日	
5	宮崎こども・医療専門学校	1年生通年	おぼえようみんなの手話
		2年生前期	医療の手話①
6	宮崎学園短期大学	専攻科 福祉専攻	
7	宮崎歯科技術専門学校	金曜日	おぼえようみんなの手話
8	鵬翔高校看護科	1年、2年、3年、専攻科	

※宮崎医療管理専門学校は募集停止により手話講座は実施しない。

2025（令和7）年度 手話・要約筆記ボランティア養成事業計画

2027年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、手話通訳・要約筆記ボランティアの養成を行います。

【事務局職員の配置】

令和7年度から2人目の職員を採用し手話通訳・要約筆記ボランティアの養成に対する熱意と知識を持つ職員を配置し事業の所期の目的達成につなげます。

【実施内容】

1. 手話・要約筆記ボランティア養成連絡会議の開催・運営（年4回）
2. 手話・要約筆記ボランティア養成カリキュラム・テキスト検討部会（各年3回）
※手話単語動画撮影
手話・要約筆記ボランティア養成講座テキスト掲載の協議に関わる手話動画を撮影しQRコードで閲覧できるようにします。
3. 手話・要約筆記ボランティア指導者・リーダー養成研修（年3回）
4. 先催県視察
滋賀県で開催される全国障害者スポーツ大会の手話・要約筆記ボランティア養成状況等の視察調査を行います。
5. 第25回宮崎県障がい者スポーツ大会
県障がいスポーツ大会競技会場に手話・要約筆記ボランティア指導者・リーダーリーダーを配置し具体的な成果、課題を確認し、本番に向けた準備に活かします。
 - (1) 競技種目別配置計画の検討
 - (2) 参加者数、競技種目、会場別の基本情報の確認
 - (3) リーダーの役割、業務の確認
 - (4) 情報保障支援者（手話通訳者、要約筆者）の決定
 - (5) 行動マニュアルの作成
6. ボランティア募集に係る問い合わせ対応等
令和7年10月からボランティア募集開始
問い合わせ対応や募集案内の送付等を行う。
7. 出前講座
年20回程度
各市町村で開催予定の映画上映会に併せて実施するほか、手話サークルなどでも実施する。

2025（令和7）年度 宮崎県聴覚障がい者生活サポート事業計画（案）

I 事業実施目的

県協会にいただいた寄付を基に創立から70年以上の実績を礎に県内聴覚障がい者が手話言語により安心して暮らせる社会づくり実現のための先駆的、効果的な事業を実施するとともに、県協会の人材、財政確保につなげます。

II 実施事業

1. 地域聴覚障がい者団体サポート事業

地域聴覚障害者協会活動は歴史的に当協会の基本をなしており、その充実は地域の聴覚障害者にとって重要な役割を果たしてきました。地域協会の活性化を図るための企画を実施します。

- (1) 地域協会において季節に応じた交流企画
- (2) 地域聴覚障がい者の生活ニーズを語り合う意見交換の場

2. 聴覚障がい者地域生活サポート事業

市町村と連携し地域に暮らす聴覚障がい者の様々な生活課題解決を支援するとともに、県協会に対する関心向上を図ります。

- (1) 市町村手話体験会実施の際に地元の聴覚障がい者の参加を役所と連携して行います。
- (2) 市町村手話体験会を通じて訪問相談事業と連携して実施
- (3) 県内中途失聴者、難聴者の手話習得等を通じて生活場面の支援を行います。

3. 聴覚障がい者訪問相談事業

高齢ろう者、生活課題を抱えたろう者を訪問し生活上の課題解決を支援します。

- (1) 対象者
 - ① 県内高齢ろう者
 - ② 生活課題を抱えたろう者
- (2) 訪問時期
地域協会、市町村、関係機関と調整の上実施します。
- (3) ケース会議実施
訪問相談の事案について定期的に関係者によるケース会議を実施し、支援に生かします。

4. 県内市町村における映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」上映会及びコミュニケーション交流

- (1) 上映の目的
 - ① 宮崎県内の聴覚障がい者の暮らしやすい社会実現
 - ② 国スポ、障スポの手話及び要約ボランティア養成に対する理解促進
 - ③ 県民一人ひとりがつながり合い災害時にも安心して暮らせる社会づくり実現
 - ④ 県民に手話に対する理解と利用促進
- (2) 期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日の間
市町村の会場確保の上実施

(3) 内容

- ① 映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」上映会
- ② 手話体験会を通じたコミュニケーション交流
- ③ 国スポ、障スポ手話及び要約ボランティアに対する関心向上

5. 国スポ、障スポボランティア養成を通じた手話言語普及

2027年本県開催の「国スポ、障スポ」手話、要約ボランティア養成を通じて広く県民が手話言語に触れる機会を設けます。

2025（令和7）年度 図書販売等事業計画（案）

1) 目的

県民等に広く聴覚障害や手話言語の理解普及及び様々な意思疎通手段の利用促進を図るために、全日本ろうあ連盟、全国手話研修センター発行書籍及び自主制作ビデオ等の販売促進を行う。またその収益を当協会が聴覚障害福祉に関連する様々な事業を活発に行っていくための財源とすることを目的とする。

2) 県協会図書等販売事業・収益増に向けた取り組み

(1) 書籍等の販売促進に向けた取り組みを行う

様々なイベントの機会に合わせて、書籍等の啓発案内、販売を行う。

- ・各市町村手話講習会、体験講座
- ・手話講習会講師研修会
- ・「国スポ障スポ」ボランティア養成事業
- ・手話フェスティバル
- ・全国手話検定試験（学習教材の販売）

(2) みやざき聴障協ニュース・総集編の作製について

先人の方々の皆さんの活動の積み重ねで500号発刊を達成した。

創刊からの歴史を記録として残すと同時に、関係者のみならず一般県民に対して、聴覚障害等に関する理解啓発の一つとして総集編を作成する。

○昨年度に見積りいただいた結果（別紙のとおり）

6000ページ（500号×12ページ）のスキャン代→42万円（1ページあたり70円）

363号からのデータがあるので、厳密には363号までのスキャンデータ＋データ破損分（5号、60ページ分が破損）のスキャンデータとなる。

368号×12ページ×70円→30万9120円（単価を同一として試算）

【収入見込み案】

項目	金額	備考
DVD販売収入	720,000	1500円×480本

※ 500本作製した場合。永久保存用、寄贈用、予備として20本除く

【支出見込み案】

項目	金額	備考
スキャン代	309,120	362号まで。残りはPDFデータで提供
DVD制作代	225,000	ケース、盤面印刷、ジャケット印刷込み
予備費	185,880	郵送代等の諸経費

会計と確認し、予算案を整理したうえで5月理事会に正式に議案として諮る予定。